

千葉市役所自動車排出ガス測定局の廃止について

1 概 要

- (1) 平成 27 年 12 月の国道 357 号の地下立体開通後、大気汚染状況が改善していること等を踏まえ、千葉市役所自動車排出ガス測定局（以下「市役所自排局」という。）を廃止する。
- (2) 市役所自排局で実施している有害大気汚染物質等の測定は、真砂自動車排出ガス測定局（以下「真砂自排局」という。）等に測定地点を変更する。

2 背 景

市役所自排局は、平成 27 年 12 月に市役所前の地下立体が開通したことで市役所前交差点の交通量が減少し、かつ、構造上、今後の大幅な交通量増加も見込まれないことから、国が示す測定局配置の事務処理基準と照らし、配置の必要性が希薄化している。

○交通量変化

|      |          |          |
|------|----------|----------|
| 立体化前 | H27. 8 月 | 43,608 台 |
| 立体化後 | H30. 4 月 | 12,204 台 |

○施設情報

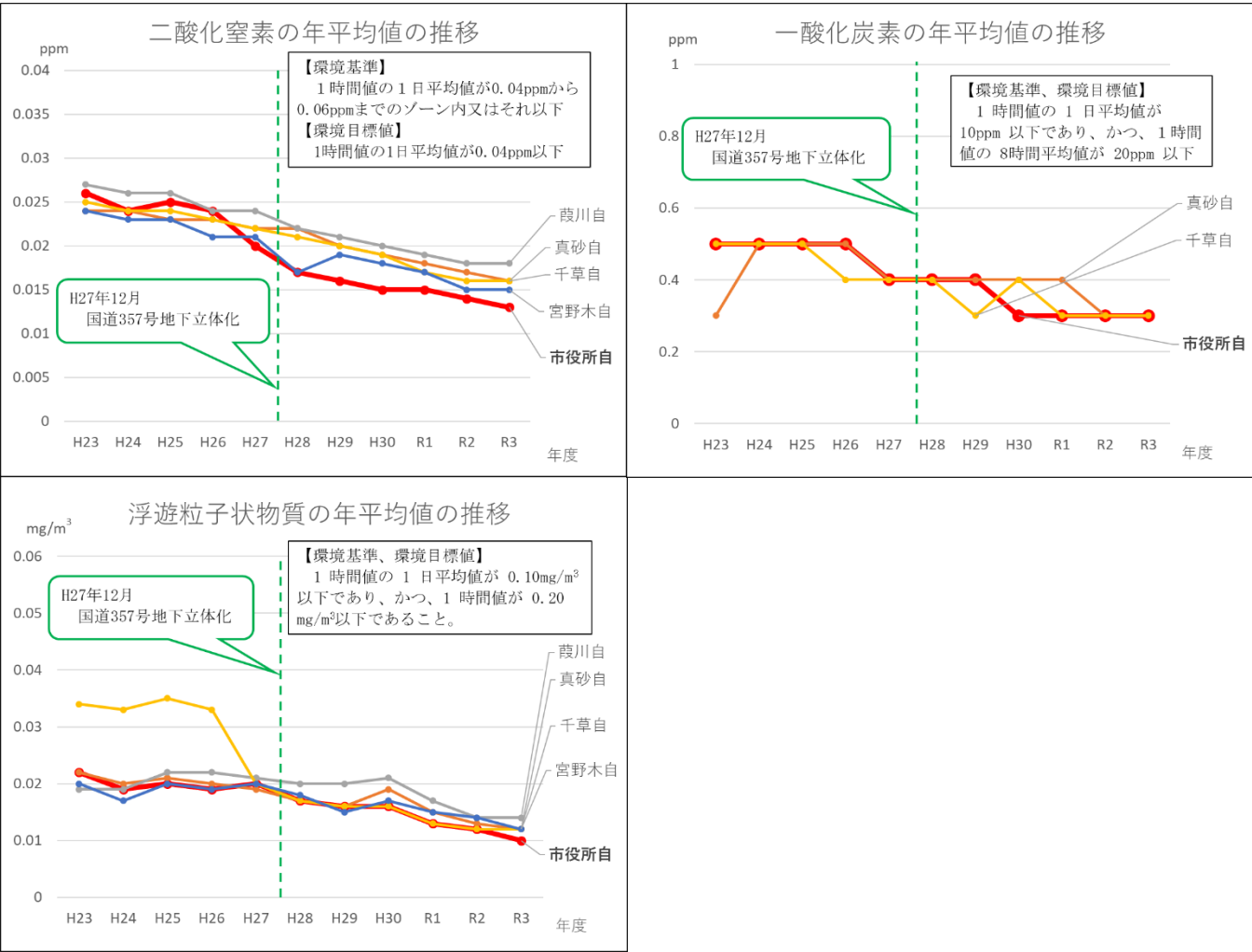
設置年度：昭和 45 年度  
(昭和 47 年 1 月 1 日県から移譲)  
延床面積：28.52 m<sup>2</sup>

3 存続の必要性

(1) 大気汚染の状況

ア 二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

市役所自排局を含むすべての自排局で濃度が減少傾向、環境基準及び環境目標値を達成。



イ 炭化水素

市役所自排局は、非メタンは 0.1～0.2ppmC、メタンは 1.85～2.05ppmC、全炭化水素は 2.00～2.15ppmC の間で推移し、他の自排局と概ね同様の傾向。

ウ 有害大気汚染物質

目標等が定められていないホルムアルデヒド、ベンゾ[a]ピレン、トルエンを除くすべての物質において、環境基準または指針値を達成。

(2) 測定局の配置数

国の事務処理基準に基づき算出した必要な測定局数と比較し、市役所自排局を廃止しても測定局数はいずれの測定項目においても上回る。

| 大気汚染状況の常時監視事務に係る国の処理基準に定める望ましい測定局数と現在の測定局数の比較 |                                                       |           |                      |    |                 |     |                 |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------|----------------------|----|-----------------|-----|-----------------|
| 測定項目                                          | 事務処理基準 <sup>*1</sup> に基づく全国的視点から必要な測定局数 <sup>*2</sup> |           |                      |    | 現在の測定局数         |     |                 |
|                                               | ①                                                     | ②         | ③                    | 結果 | 一般局             | 自排局 | 合計              |
| 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )                      | 9                                                     | 「中」(×1/2) | 自動車NOx・PM法対策地域(×4/3) | 6  | 13              | 5   | 18              |
| 浮遊粒子状物質 (SPM)                                 | 9                                                     | 「中」(×1/2) | 自動車NOx・PM法対策地域(×4/3) | 6  | 13              | 5   | 18              |
| 一酸化炭素 (CO)                                    | 9                                                     | 「低」(×1/3) | 移動発生源、全国的に低減(×1/4)   | 1  | 0               | 3   | 3               |
| 炭化水素 (HC)                                     | 9                                                     | 「高」(×1)   | 間接的汚染物質(×1/2)        | 5  | 8               | 5   | 13              |
| 有害大気汚染物質                                      | 9                                                     | 「中」(×1/2) | (×1/3)               | 2  | 4 <sup>*3</sup> | 2   | 6 <sup>*3</sup> |

- ※1 「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」(平成13年5月環境省、令和4年3月最終改正)
- ※2 事務処理基準に定める「全国的視点から必要な測定局数」(有害大気汚染物質にあっては「全国標準監視地点の測定地点数」)を千葉市に当てはめて算定した測定局数(測定地点数)
- ①人口及び可住地面積による算定(人口75,000人当たり1つ又は可住地面積25km<sup>2</sup>当たり1つのうち少ないほうの数)
- ②環境濃度レベルに対応した測定局数の調整(環境基準等の達成度合い(「高」～「低」の3段階)により①に倍率をかける)
- ③測定項目の特性に対応した測定局数の調整(特性に応じて②に倍率をかける)
- ※3 測定局ではない測定地点1か所(千葉市水道局)を含む。

(3) 監視対象

市役所自排局の監視対象は主に国道 357 号の交通量及び渋滞に伴う大気汚染状況にある。真砂自排局も国道 357 号を含む幹線を監視対象としていることから、国道 357 号の自動車走行に係る大気汚染の監視は可能。

(4) 測定項目

- 市役所自排局で測定している測定項目を他の測定局で実施することで対応が可能。
- 有害大気汚染物質：真砂自排局で実施
  - 気象(温度・湿度)：他の測定局で実施

4 結 果

市役所自排局を廃止したとしても、有害大気汚染物質等一部の測定項目を真砂自排局等へ変更することにより監視体制を維持できると考え、本年度末をもって市役所自排局を廃止する。